附　則

この告示は、その共済責任期間の開始日が平成二十九年四月一日以後の日である共済契約についての再共済契約及び共済契約（漁業共済組合連合会が行う漁業共済事業に係るものに限る。）に係る保険契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年三月三十一日以前の日である共済契約についての再共済契約及び共済契約（漁業共済組合連合会が行う漁業共済事業に係るものに限る。）に係る保険契約については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第四百六十八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百四十七条の六の規定に基づき、平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百二十号（漁業災害補償法第百四十七条の六の規定に基づき漁業災害補償法施行令第二十二条の六第一項第一号から第五号までに掲げる漁業についての保険区分に係る政府の保険料の金額の算定の方法を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

表中「二一・〇」を「一九・〇」に、「一七・一」を「一八・八」に、「一三・五」を「一四・八」に、「八・一」を「八・九」に、「一一・七」を「一二・八」に改める。

附　則

この告示は、その共済責任期間の開始日が平成二十九年四月一日以後の日である共済契約についての再共済契約及び共済契約（漁業共済組合連合会が行う漁業共済事業に係るものに限る。）に係る保険契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年三月三十一日以前の日である共済契約についての再共済契約及び共済契約（漁業共済組合連合会が行う漁業共済事業に係るものに限る。）に係る保険契約については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第四百六十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百四十七条の六の規定に基づき、平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百二十一号（漁業災害補償法第百四十七条の六の規定に基づき漁業災害補償法施行令第二十二条の六第一項第六号及び第七号に掲げる養殖業についての保険区分に係る政府の保険料の金額の算定の方法を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

表中「一三・三」を「一四・四」に、「一六・〇」を「一七・六」に、「六六・九」を「七三・五」に改める。

附　則

この告示は、その共済責任期間の開始日が平成二十九年四月一日以後の日である共済契約についての再共済契約及び共済契約（漁業共済組合連合会が行う漁業共済事業に係るものに限る。）に係る保険契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年三月三十一日以前の日である共済契約についての再共済契約及び共済契約（漁業共済組合連合会が行う漁業共済事業に係るものに限る。）に係る保険契約については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第四百七十号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百四十七条の六の規定に基づき、平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百二十二号（漁業災害補償法第百四十七条の六の規定に基づき漁業災害補償法施行令第二十二条の六第一項第八号から第十号までに掲げる特定養殖業についての保険区分に係る政府の保険料の金額の算定の方法を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

表中「一九・二」を「二〇・〇」に、「二九・九」を「三二・八」に、「二四・七」を「二二・二」に改める。

附　則

この告示は、その共済責任期間の開始日が平成二十九年四月一日以後の日である共済契約についての再共済契約及び共済契約（漁業共済組合連合会が行う漁業共済事業に係るものに限る。）に係る保険契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年三月三十一日以前の日である共済契約についての再共済契約及び共済契約（漁業共済組合連合会が行う漁業共済事業に係るものに限る。）に係る保険契約については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第四百七十一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百二十五条の十二第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百二十八号（漁業災害補償法第百二十五条の十二第二項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百二十九号（漁業災害補償法第百二十五条の十二第三項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）において準用する同法第百十三条の二第五項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき農林水産大臣が定める期間を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

本則中「第七十一条の七ただし書」を「第七十一条の八ただし書」に改める。

附　則

この告示は、その共済責任期間の開始日が平成二十九年四月一日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年三月三十一日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第四百七十二号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百二十五条の十二第三項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）において準用する同法第百十三条の二第五項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百二十九号（漁業災害補償法第百二十五条の十二第三項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）において準用する同法第百十三条の二第五項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき継続契約の共済限度額又は単位共済限度額の上限金額及び下限金額の算出の方法を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

本則中「第七十一条の八ただし書」を「第七十一条の九ただし書」に改める。

附　則

この告示は、その共済責任期間の開始日が平成二十九年四月一日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年三月三十一日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第四百七十三号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百十三条の二第六項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百三十二号（漁業災害補償法第百十三条の二第六項（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき継続契約の共済限度額又は単位共済限度額の上限金額及び下限金額の算出の方法を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

「又は第三号（これらの規定を」を「（」に改める。

附　則

この告示は、その共済責任期間の開始日が平成二十九年四月一日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年三月三十一日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。